

令和6年長浜市農業委員会1月定例総会会議録

令和6年1月12日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（19人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
	6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
	8番	森 勘十	9番	橋本 治太郎
	10番	村方 義昭	11番	伊藤 泰子
	12番	尚永 稔	14番	北川富美子
	15番	大塚 高司	16番	阿辻 康博
	17番	小畑 義彦	18番	池田 美由紀
	19番	二矢 秀雄		

2. 会議に欠席した委員

20番 西橋 絹子

3. 会議に出席した職員

局長 田中 昌幸、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則、
副参事 中北 吉紀、副参事 近藤 英昭、主査 林 清次

4. 議案等

報 告	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第187号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第188号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第189号	農用地利用集積計画案について
議案第190号	農用地利用集積等促進計画案について
議案第191号	土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

14番 北川富美子 15番 大塚 高司

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会、令和6年1月定例総会を開催させていただきます。

それでは、本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内19名と過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。

まず報告ですが、12月5日、ながはまアグリネットワークの研修会が、高月町の小澤農園で開催されましたので、会長に出席していただきました。12月19日、常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありましたので、職員も出席しております。12月22日、農政懇談会を高月支所で開催いたしました。令和6年度、長浜市農業施策に関する意見書に対する回答につきまして、市当局から説明を受けております。

次に、今月の審議事項につきましては3条申請が12件、5条申請が7件と、農用地利用集積計画案の決定、農用地利用集積等促進計画案の審議、土地改良事業参加資格交替承認、そ

の他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る1月5日に当番委員、6番の森川ゆり委員、7番の廣部重嗣委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

本日の欠席通告、欠席委員の報告、20番の西橋絹子委員の欠席通告をいただいています。議事録署名委員報告、14番の北川富美子委員、15番の大塚高司委員、両委員よろしくお願ひします。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和6年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、田1筆、87㎡をお地蔵様の社に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西と南と北は雑種地です。

続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、令和6年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理

通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、田3筆、692㎡を売買により宅地にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東と西と南は道路、北は区画整理事業用地です。番号1の届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中でございます。このため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和6年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計143筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田143筆、315,220㎡の解約です。番号1から番号117につきましては、相対による解約で、耕作目的の解約です。このうち、番号1から番号102の解約につきましては、親から子への経営移譲によるもので、この後ご説明申し上げます、議案189、190号で利用権の設定をされています。次に、番号118から番号143につきましては、農地中間管理機事業による解約で、耕作目的の解約でございます。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

(会長)

ございませんか、ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第187号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第187号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和6年1月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、ご説明いたします。今月は、3条申請が12件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、西主計町地先の田2筆、845㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田で、現地は、稲刈り後の状況でした。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は、管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号2、土地の表示、新栄町地先の田2筆、2,274㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は、耕起がされていきました。譲渡人と譲受人は夫婦です。申請地以外の農地は、夫である譲受人の名義となっていますが、申請地のみ妻の名義となっていることから、この際、夫の名義にしたいとのことで申請されたものです。なお、申請地は今後も夫婦で耕作をされて行かれるとのことでした。

番号3、土地の表示、加田町地先の畑1筆、105㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は耕起がされていきました。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は、終活の活動を始められ、今後のために申請地の境界立ち会いをされたところ、総代の立場として立ち会いをされていた耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号4、土地の表示、木之本町古橋地先の畑1筆、492㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は、白地の畑で、現地は耕起がされていきました。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は管理ができないことから、耕作可能な申請地隣接の土地を所有している譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号5、土地の表示 鍛冶屋町地先の畑5筆、899㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、1筆は野菜の作付けがされており、残る筆は雑草がありますが、いずれも耕作再開が可能な状況です。譲渡人は他府県に居住されていますが、鍛冶屋町には譲渡人の空き家があり、今般耕作可能な譲受人が空き家の解体を行うかわりに、申請地を所有することで話がまとまり申請されたものです。なお、その他の農地もありますが、この後の議案第188号、農地法第5条の規定による許可についての申請番号3において説明をいたします。

番号6、土地の表示、余呉町下余呉地先の畑1筆、317㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は一部野菜の作付けがされていきました。譲渡人と譲受人は親戚とのことで、譲渡人は他府県に居住されることとなり、管理ができなくなったことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号7、土地の表示、木之本町木之本地先の畑2筆、383㎡と登記地目、田1筆、135㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑2筆と、白地の田で、うち畑1筆は雑草がありますが、耕作再開が可能な状況で、その他2筆は、野菜の作付けがされていきました。譲渡人は高齢となり、管理ができなくなったことから、同じ集落に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、いずれも畑として利用していくとのことでした。

番号8と9は譲渡人が同じであり、まとめて説明いたします。土地の表示、番号8、下山田地先の畑1筆、103㎡、番号9、下山田地先の畑1筆、86㎡、いずれも売買にて権利を取得されるものです。また、申請地はいずれも白地の畑で、また現地は野菜の作付けがされていきました。譲渡人はいずれも自治会ですが、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。所有者が自治会となっている理由、過去は個人の自治会での名義であり、自治会

での所有ができなかった。なお、地縁団体の登録をして、自治会名義としたとのこと。また、周辺は城山といって山林であったが、地籍調査において地目変更がなされ、畑となっている。

番号10、土地の表示、曾根町地先の畑 1筆、568㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は野菜の作付けがされていました。譲渡人は申請地に居住しておらず、また高齢となり管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号11、土地の表示、今荘町地先の田1筆、375㎡と畑1筆、287㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田と、白地の畑で、田は草刈されており、畑は野菜の作付けがされていました。田の部分は現状、耕作はされておりませんが、今後、田として活用することは可能であると考えられます。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり、申請されたものです。

番号12、土地の表示、木之本町西山地先の田1筆、1,156㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。譲渡人は申請地に居住しておらず、相続が発生する以前から、隣接地を所有している譲受人が耕作されていました。今般、譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。

以上、申請番号1から12につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在、所有する農地及び今回、取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わり、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第187号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第187号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

私からお聞きします。番号8、9番について、もう少し詳しく教えていただけませんか。

(事務局)

番号8、9につきましては、現況は畑です。余談になりますが、以前は個人で所有しておられましたが、途中で地縁団体で登録をされ、自治会名義にされたということでございます。現状、畑として耕作されておられます。

(会長)

地籍調査の進捗状況も教えてください。

(事務局)

お答えします。正確な数字は、今、手元に資料がないのでお答えできませんが、80%程度、修正できており、大きい案件につきましては、毎年、農地等調査委員会で報告をさせていただいており、そちらの案件は少し進んでいないところもありますが、進めさせていただきたいと思います。

(会長)

諦めず、お願い致します。他にございませんか。

(將亦委員)

同じく番号8、9についてお聞きします。事務局の返答で、所有者が個人所有から地縁団体になったので、自治会長の名義にされたという話ですが、その時に3条の申請があったのでしょうか。

(事務局)

お答えします。地縁団体の登録をされた時、地籍調査をされるよりも以前で、その時の登記地目は山林ということで、その後、地籍調査の際に地目変更されたということです。

(將亦委員)

はい、わかりました。しかし、地目が山林から畑とは珍しいですね。

(事務局)

捕捉説明させていただきます。昔、こちら一帯はほぼ山林とのことで、それから経年で、今に至っているということです。

地籍調査上は現況及び主たる用途によって、地目変更を行うことになっておりますので、その際に登記の山林から現況の畑に地目変更をされたということです。

(会長)

他にございませんか。

(廣部委員)

下限面積が撤廃され、現在、農地所有されてない方が農地を所有されるケースが増えてきましたが、その後、農地として確かに耕作されているか、農業委員会としてはチェック

する必要はないのでしょうか。

（事務局）

はい、ご指摘があります通り、確かに農地法第3条の許可後、農地をそのまま引き継いで農地を耕作されているかの確認につきましては、今のところ、なかなかできていない状況です。今回、指摘を受けました通り、今後は調査等、検討していきたく考えているところでございます。前向きに進めていきたいと思っております。

（会長）

農業委員会として心配されることだと思います。

他にございませんか。

（会長）

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第187号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

（会長）

次に、議案第188号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

議案第188号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和6年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第188号につきましては、今月の締切までに7件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、さる12月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、2番の中川半弥委員、17番の小畑義彦委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和6年1月5日に、6番の森川ゆり委員、7番の廣部重嗣委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

申請番号1、鳥羽上町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから、受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告いただきます。

（森川委員）

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、鳥羽上町地先、畑、274㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は宅地、北は道路です。

写真をご覧ください。現地はすでに造成されています。これは、譲渡人の先代が35年前に資材置場として造成し、20年ほど前からは譲受人が駐車場として借り受けて、現在に至っております。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、添付書類の提出を受けております。今回、譲受人と譲渡人との間で売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、南浜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

（廣部委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、南浜町地先、畑、720㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は宅地、北は道路です。

写真をご覧ください。現地はすでに造成されています。これは、約15年前に譲受人の先代社長が申請地を借り受けて、社員用駐車場として造成して現在に至っております。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、添付書類の提出を受けております。今回、譲受人と譲渡人との間で売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、南側水路に排出されており、隣接に農地もないことから、許可相当と考えます。なお、この案件は、6月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため、申請されたものです。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、鍛冶屋町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告をいただきます。

（森川委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、鍛冶屋町地先、畑、495㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人の経営している法人は、申請地の北側で自動車整備業を営んでおり、事業拡大と現事業用地からの移転計画を進めるにあたり、譲渡人と贈与の話がまとまり申請されたものです。なお、贈与となった理由は、申請地とともに空き家を一括で購入し、その撤去費用を譲受人が支払うことが条件となっており、土地代金は無償となったためです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接に農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号4、加田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

（廣部委員）

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、加田町地先、田1筆、畑1筆、562㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を駐車場、資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、雑種地、西は農地、宅地、南は道路、北は宅地で

す。

写真をご覧ください。現地はすでに造成されています。これは、借受人が、30年以上前に父親名義の土地に自宅を建築するとともに、自宅南側の敷地を家族が使用する駐車場及び事業用の資材置場として使用するために、造成して現在に至っております。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、添付書類の提出を受けております。今回、貸渡人が自身の財産を整理していたところ、申請地の登記簿上の農地のままであったことが判明し、地目変更をするために申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号5、西上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告をいただきます。

（森川委員）

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、西上坂町地先、田3筆、畑1筆、4,014㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は水路、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、現在、申請地の南側で貨物運送業を営んでおり、事業拡大を計画するとともに、従業員の休憩時間を確保するための車両の待機スペースの確保を求められている中で、現事業用地の近隣土地所有者と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地は舗装される予定で、敷地内を北東から南西に傾斜をつけるとともに、雨水が、南側の水路に直接流れ込まないように敷地南側にL型擁壁を設置し、最終的に雨水が敷地西側に設置する側溝に流れ込むようにして、西側水路に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。なお、この案件は、昨年11月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため、申請されたものです。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号6、今川町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦し

た区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

（廣部委員）

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、今川町地先、田、345㎡、契約内容は贈与で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人夫妻が妻の母親から敷地の贈与を受けて、一般住宅を建築する話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、東側の道路側溝で排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性がないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号7、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告をいただきます。

（森川委員）

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、内保町地先、畑、200㎡、契約内容は売買で、転用目的を店舗とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は農地、宅地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人が内保町内でカフェの開業を計画し、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、東側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第188号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

私からお聞きします。面積が4,000㎡ということで、県への諮問案件ですか。

(事務局)

お答えします。3,000㎡を超える案件で、県の諮問案件ということで、来週に予定をしております。

(会長)

こちらではトラック運転手の働き方改革で、交代要員の駐車場ということで各地にありますが、いつから実施されるのですか。

(事務局)

お答えします。2024年からスタートということですが、なかなかトラック業界も場所の確保ができずに協会の中で議論されておられるのですが、いわゆる、なかなか運転手の休憩時間が確保できないというような問題に直面しているということです。ただ、法律上はそうになっておりますので、各トラック業界も運転手が待機し、休憩する場所として道路上に停めるわけにはいきませんので、大型トラックを停める場所を何とか確保することで、ここ最近、長浜でトラックの待機駐車場として出ており、今年度だけで3件程、審議にかかっていると思うのですが、3,000㎡を超える案件ということで、トラックを停めるとなると一定の面積は必要になるので、やむを得ない話だと思い、今回もその一つだと思います。

(会長)

2024年の4月からですか。

(事務局)

詳細な情報は今、分かりませんが、年度内と理解しております。この案件につきまして、許可が得られれば速やかに行うということで、利用計画的には、この1月に許可が得られると、最終的な完了は夏までにと事業計画となっておりますが、舗装されますので、造成が終われば速やかに停車するようなかたちで、同時進行的に運用されると伺っております。

(会長)

そのような法律が先行されるのですね。

(事務局)

補足説明させていただきます。法的な施行は4月1日からです。

(会長)

もうすぐですね。分かりました。他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第188号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第189号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第189号、農用地利用集積計画案について、このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和6年1月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件、所有権移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手62人に対して借り手が5人で、筆数は131筆、合計の面積で297,608㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者16人、取得者6人、筆数は22筆、面積は51,690㎡を所有権移転される計画です。それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、利用権設定について、と記載されている番号1から番号131はすべて、相対により地元農業者等に、利用権を設定される計画です。番号1から83までが解約に伴う、形状に伴う利用権設定です。

次に所有権移転につきましては、タイトルの後方が、所有権移転について、と記載されている番号1から番号22につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から番号22については、全て譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第189号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(將亦委員)

所有権移転の番号1から22までの6名の方について認定農業者というふうの説明がありました。番号9から22の譲受人について、認定農業者として実績を聞きたい。以前、ハウスを建て園芸作物を作るということで転用の許可と、また、転用許可をいただかず、農水省の定める施設に該当するということで、農業経営基盤強化促進法に基づき、ハウスを建てておられます。そちらでは、花卉栽培の集荷施設ということで転用許可を出したと記憶しております。その後、コロナ禍となり、園芸作物が市場に流通しないということで、現在、休止をしておられる状況です。そのことについて、私共も地元の方のお話もありましたし、委員への申し入れがあり、確か事務局と同席をさせていただいて、この譲受人に花卉栽培についてどのような状況で、今後はどのような方向にするか、ということ聞いた覚えがあります。現在、花卉栽培で認定農家の承認を受けておられるのかと思いますし、それは法人ですので、農地適格化法人の承認もを受けておられると考えるわけですが、今度、この農業経営基盤強化促進法で農地を取得するとのことですので、行政に出ている農業経営の基本方針で、譲受人が当初設立した目的である園芸作物の栽培計画をお聞きしたい。確か、以前の花卉栽培の時には1棟しか建っておりませんが、将来構想としては残り4、5棟建て、それに見合う集荷施設ということで、少し大きめの転用許可を出したと考えております。これを現在、農業経営基盤強化促進法で認定農業者として農地を取得するのならば、その経営計画全体像を聞いておられるのかをお尋ねをしたいと思います。

(事務局)

担当課からは農業経営改善計画認定申請書により、認定農業者である申請書が昨年の11月に提出をされておられます。その内容から、まず一番大きなところは水稲となっており、そして、今回、売買されるところは、全て水稲をされるという計画で出ております。5年後の計画としては約6町の水稲と、ハウスにつきましては、今回、バラからいちごへ経営に切り替えられるということで、この改善計画の中では、5年後には2棟建て増しをし、バラからいちごに変更する計画をされておられます。従業員さんにつきましても、5年後には常用雇用4人、臨時雇用3人を雇い、経営されていく計画書を提出されておられます。以上です。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。6番の森川ゆり委員以外にはないと思いますが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

諮問を受けました、議案第189号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第190号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第190号、農用地利用集積等促進計画案について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により決定を求めます。令和6年1月12日提出 長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、新規の中間管理権の設定と、受け手の変更、権利の移転の案件がございます。番号1から番号204のすべてが新規の中間管理権の設定でございます。計画では、貸し手73人に対して借り手が12人で、筆数は204筆、合計の面積で、378,958.82㎡を利用権設定される計画です。

続きまして、番号1から番号25までの計25筆合計56,328㎡の農地につきまして、2年から18年間契約年数が残っているもので、受け手を変更し、新たな耕作者と利用権の設定を行う計画です。

続きまして、番号1から番号21までの計21筆合計41,191㎡の農地につきまして、親から子への経営移譲に伴い権利の移転を行う計画となっております。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第190号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。4番の多賀正和委員、7番の廣部重嗣委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。
諮問をうけました、議案第190号、農用地利用集積等促進計画案については、農業委員会として、意見なし、として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、意見なし、と決定し、市長に報告いたします。

(会長)

次に、議案第191号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第191号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和6年1月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました、番号1から番号5の5件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第191号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、採決に移ります。

それでは、議案第191号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。